

吸収分割に係る事前開示事項

東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
株式会社光通信

この書類は、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条の規定に基づき、本店に備え置くために作成したものです。

1. 吸収分割契約の内容

当社及び光通信株式会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）が2022年12月26日付で締結した吸収分割契約の内容は、別紙1の通りです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項は、次の通りです。

(1) 本吸収分割に際して交付する株式の数に関する事項

本吸収分割に際し、吸収分割承継会社は新たに株式1,000株（以下「本吸収分割対価」といいます。）を発行し、その全てを、本吸収分割により承継する権利義務に代わり、当社に対して交付します。吸収分割承継会社は当社の100%子会社であり、また、本吸収分割に際して吸収分割承継会社が新たに発行する株式の全部を当社に交付するため、本吸収分割対価は相当であると判断しております。

(2) 本吸収分割により増加する吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額に関する事項

本吸収分割により増加する吸収分割承継会社の資本金及び準備金等の額については、以下の通りです。

資本金	金0円
資本準備金	金0円
利益準備金	金0円

その他資本剰余金 会社計算規則第37条第1項に定める株主資本等変動額

上記内容については、法令の範囲内で定めており、吸収分割承継会社の資本政策等に照らし、相当であると判断しております。

3. 会社法第758条第8号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

該当事項はございません。

4. 会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

該当事項はございません。

5. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収分割承継会社についての計算書類等の内容

吸収分割承継会社の最終事業年度（2022年3月期事業年度）に係る計算書類等は、別紙2の通りです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

- ① 吸収分割承継会社
該当事項はございません。
- ② 当社
該当事項はございません。

6. 本吸収分割効力発生日以後における当社の債務及び吸収分割承継会社の債務（当社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。以下同じ。）の履行の見込みに関する事項

当社の最終事業年度の末日（2022年3月31日現在）の貸借対照表における資産の額は負債の額を上回っており、当社において、同日から本吸収分割の効力発生日までに債務の履行に支障を及ぼすような大幅な減収、多額の損失等は生じておらず、また、見込まれておりません。さらに、本吸収分割の効力発生日以後においても、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は想定されておらず、本吸収分割の効力発生日以後も、当社の資産の額が負債の額を上回ることが見込まれております。一方、吸収分割承継会社における当社から承継された債務については、当社が吸収分割承継会社の当該債務につき重疊的債務引受を行います。また、吸収分割承継会社は、その財務及び損益状況等に照らし、本吸収分割により当社から承継された債務の履行に支障を及ぼすような事態は予測されておられません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後における当社の債務及び吸収分割承継会社の債務について、いずれも履行の見込みがあると判断しております。

以 上

(別紙1) 吸収分割契約の内容

当社及び吸収分割承継会社が2022年12月26日に締結した吸収分割契約の内容は、次の通りです。

吸収分割契約書

株式会社光通信（以下「甲」という。）と光通信株式会社（以下「乙」という。）は、甲の有価証券の保有管理に係る業務のうち外国証券に係る部分を行う事業（以下「対象事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）について、次の通り吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約の規定に従い、吸収分割の方法により、甲が対象事業に関して有する第3条第1項に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次の通りである。

(甲) 吸収分割会社

商号：株式会社光通信

住所：東京都豊島区西池袋一丁目4番10号

(乙) 吸収分割承継会社

商号：光通信株式会社

住所：東京都豊島区西池袋一丁目4番10号

第3条（承継する権利義務等）

- 乙は、本吸収分割により、別紙「承継権利義務明細表」に記載の資産、負債及び契約その他の権利義務（以下「本承継対象権利義務」という。）を、本吸収分割の効力発生日（以下「本効力発生日」という。）において甲から承継する。
- 甲から乙に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法による。

第4条（吸収分割に際して交付される金銭等）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対し、乙の株式1,000株を発行し、その全てを本承継対象権利義務に代わり交付する。

第5条（吸収分割により増加する乙の資本金及び準備金の額等）

本吸収分割により増加すべき乙の資本金及び準備金の額等は、次の通りとする。

- | | |
|--------------|---------------------------|
| (1) 資本金 | 金0円 |
| (2) 資本準備金 | 金0円 |
| (3) 利益準備金 | 金0円 |
| (4) その他資本剰余金 | 会社計算規則第37条第1項に定める株主資本等変動額 |

第6条（効力発生日）

本効力発生日は、2023年1月31日とする。但し、分割手続きの進行上の必要性その他の理由により必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（本吸収分割の承認）

甲は会社法第784条第2項の定めにより、乙は会社法第796条第1項の定めにより、各々株主総会における本契約の承認を得ずに、本吸収分割を行う。

第8条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後から本効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ義務を遂行し、且つ、一切の財産管理の運営をするものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議の上、これを実行するものとする。

第9条（競業禁止義務）

甲は、本吸収分割後においても、対象事業について競業禁止義務を負わないものとする。

第10条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結の日から本効力発生日の前日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲乙いずれかの資産もしくは経営状態に重要な変更を生じたときは、甲乙協議の上、分割条件を変更し、又は本契約を解除することができるものとする。

第11条（本契約の失効）

本契約は、法令上、本吸収分割に関して必要な関係官庁の承認等が得られなかった場合には、その効力を失うものとする。

第12条（本契約規定以外の事項）

本契約に定めるもののほか、本吸収分割に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲乙協議の上、これを決定するものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書原本1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲がその原本を、乙がその写しをそれぞれ保有する。

2022年12月26日

甲：東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
株式会社光通信
代表取締役 和田 英明 ⑩

乙：東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
光通信株式会社
代表取締役 高橋 正人 ⑩

(別紙)

承継権利義務明細表

本吸収分割により乙が甲より承継する権利義務は、本効力発生日の前日の最終時点において甲が保有する以下の資産、負債、契約上の地位並びにこれらに付属する権利義務とする。

1. 承継する資産
 - (1) 全ての外国証券
 - (2) その他対象事業に関する全ての資産
2. 承継する負債
対象事業に関する全ての負債
3. 承継する契約上の地位及び権利義務
対象事業に関する契約に係る契約上の地位及びこれらに付属する権利義務

以上

以上

(別紙2) 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

事業報告

〔 2021年4月1日から
2022年3月31日まで 〕

I. 株式会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当社は、有価証券の保有管理を事業として行っており、当事業年度の経常利益は11,521百万円、当期純利益は7,912百万円となりました。

2. 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

本社	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
----	-------------------

II. 会社役員に関する事項 (2022年3月31日現在)

取締役の状況

地位	氏名
代表取締役	高橋 正人

III. その他株式会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	142,990,604,496	流動負債	451,621,237,937
現金及び預金	680,405,156	短期借入金	447,438,275,828
前払費用	319,080	未払金	175,284,220
短期貸付金	127,237,000,000	未払費用	570,767,689
未収金	1,956,503,428	賞与引当金	12,764,600
証券会社預け金	9,600,390,740	その他	3,424,145,600
未収法人税等	137,119,400		
その他	3,378,866,692		
固定資産	330,685,578,756	固定負債	12,664,466,439
投資その他の資産	330,685,578,756	繰延税金負債	12,664,466,439
投資有価証券	328,868,304,611		
子会社株式	111,000,001		
長期貸付金	1,710,000,000	負債の部合計	464,285,704,376
貸倒引当金	△3,751,856		
その他	26,000	(純資産の部)	
		株主資本	△19,295,215,567
		資本金	101,000,000
		資本剰余金	30,000,000
		その他資本剰余金	30,000,000
		利益剰余金	△19,426,215,567
		その他利益剰余金	△19,426,215,567
		繰越利益剰余金	△19,426,215,567
		評価・換算差額等	28,685,694,443
		その他有価証券評価差額金	28,685,694,443
		純資産の部合計	9,390,478,876
資産の部合計	473,676,183,252	負債及び純資産の部合計	473,676,183,252

損益計算書

(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位:円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		11,466,966,941
営 業 総 利 益		11,466,966,941
販 管 費 及 び 一 般 管 理 費		199,976,941
営 業 利 益		11,266,990,000
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,690,744,019	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	4,768,309,762	
雑 収 入	288,850	6,459,342,631
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,168,194,717	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	3,751,856	
為 替 差 損	21,956,792	
財 務 手 数 料	7,016,275	
雑 損 失	4,365,972	6,205,285,612
経 常 利 益		11,521,047,019
特 別 利 益		-
特 別 損 失		
子 会 社 株 式 売 却 損	3,845,232,235	
子 会 社 株 式 評 価 損	9,999,999	3,855,232,234
税 引 前 当 期 純 利 益		7,665,814,785
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△250,761,195	
法 人 税 等 調 整 額	4,392,011	△246,369,184
当 期 純 利 益		7,912,183,969

株主資本等変動計算書

〔 自 令 和 3 年 4 月 1 日
至 令 和 4 年 3 月 31 日 〕

(単位：円)

	株主資本					株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			その他の有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
				繰越利益剰余金					
前期末残高	101,000,000	30,000,000	30,000,000	△ 3,055,567,589	△ 3,055,567,589	△ 2,924,567,589	34,832,549,261	34,832,549,261	31,907,981,672
当期変動額									
吸収分割/附LH Partners4				△ 24,282,831,947	△ 24,282,831,947	△ 24,282,831,947			△ 24,282,831,947
当期純利益				7,912,183,969	7,912,183,969	7,912,183,969			7,912,183,969
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							△ 6,146,854,818	△ 6,146,854,818	△ 6,146,854,818
当期変動額合計	-		-	△ 16,370,647,978	△ 16,370,647,978	△ 16,370,647,978	△ 6,146,854,818	△ 6,146,854,818	△ 22,517,502,796
当期末残高	101,000,000	30,000,000	30,000,000	△ 19,426,215,567	△ 19,426,215,567	△ 19,295,215,567	28,685,694,443	28,685,694,443	9,390,478,876

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
 - (2) 投資事業有限責任組合等への出資
入手可能な直近の決算書に基づき、組合等の損益及びその他有価証券の評価差額のうち当社の持分相当額を投資事業組合等損益及びその他有価証券評価差額金として投資有価証券に加減する方法
 - (3) その他有価証券
 - 市場価値のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 市場価値のないもの
移動平均法による原価法
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金の計上基準
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金の計上基準
従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準
当社の主な収益は、上場株式投資による株式売却・運用益及び投資先会社からの受取配当金となります。株式売却・運用益は、約定日または権利行使日をもって収益計上しております。受取配当金は、入金日をもって収益計上しております。
5. 消費税等の会計処理方法
消費税等の会計処理は税抜方式により処理しております。

II 貸借対照表関係

1. 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	129,167,454,631円
長期金銭債権	1,710,000,000円
短期金銭債務	447,796,817,269円

III 損益計算書関係

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
その他の営業取引高	4,162,438円
営業取引以外の取引高	
受取利息	1,690,744,019円
支払利息	6,165,335,959円

IV 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	2,620株	一株	一株	2,620株

V 税効果会計に関する事項

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	12,660,074,428円
その他	4,392,011円
繰延税金負債合計	12,664,466,439円
繰延税金負債の純額	12,664,466,439円

VI 金融商品の時価に等に関する事項

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、有価証券の売買を行っております。
投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。
有価証券取得について、主に親会社である關光通信からの借入により資金調達を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における主な金融商品の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額1円）は、「投資有価証券」には含めておりません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預金	680,405,156	680,405,156	
短期貸付金	127,237,000,000	127,237,000,000	
未収金	1,956,503,428	1,956,503,428	
証券会社預け金	9,600,390,740	9,600,390,740	
未収法人税等	137,119,400	137,119,400	
投資有価証券			
上場株式	328,868,304,610	328,868,304,610	
長期貸付金	1,710,000,000	1,706,248,144	
(貸倒引当金)	-3,751,856		
資産計	470,185,971,478	470,185,971,478	-
短期借入金	447,438,275,828	447,438,275,828	
未払金	175,284,220	175,284,220	
未払費用	570,767,689	570,767,689	
負債計	448,184,327,737	448,184,327,737	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、短期貸付金、未収金、証券会社預け金、未収法人税等
これらは短期的に決済されるものであるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(2) 投資有価証券

上場株式は取引所の市場価格によっております。

(3) 長期貸付金

長期貸付金については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、
時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 短期借入金、未払金、未払費用

これらは短期的に決済されるものであるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。

Ⅶ 関連当事者との取引に関する事項

1. 親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金 (円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (円)	科目	期末残高 (円)
親会社	㈱光通信	東京都豊島区	54,259,410,034	有価証券の保有管理	(直接 100.0) (間接 0.0)	資金の借入等	資金の借入 利息の支払	87,275,000,000 6,165,335,959	短期借入金 未払費用	447,212,275,828 569,119,748

取引条件及び取引条件の決定方針等
(注1) 取引金額は当事業年度中における純増減額を記載しております。

2. 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金 (円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (円)	科目	期末残高 (円)
親会社の子会社	Himowari Reinsurance Inc	海外	109,792,000	保険	(直接 0.0)	資金の借入等	資金の借入 (注1)	226,000,000	短期借入金	226,000,000

取引条件及び取引条件の決定方針等
(注1) 取引金額は当事業年度中における純増減額を記載しております。

3. 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金 (円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (円)	科目	期末残高 (円)
子会社	㈱アルデシアインベストメント	東京都豊島区	10,000,000	有価証券の保有管理	直接 100.0	資金の貸付等	利息の受取 増資引受	210,067,061 3,900,000,000	- -	- -
子会社	㈱IH Partners 2	東京都豊島区	100,000,000	有価証券の保有管理	直接 100.0	資金の貸付等	資金の貸付 (注1) 利息の受取 有価証券譲渡	42,427,000,000 1,134,743,484 54,767,766	短期貸付金 その他 流動資産	100,822,000,000 128,033,505 -
子会社	㈱IH Partners 3	東京都豊島区	10,000,000	有価証券の保有管理	直接 100.0	資金の貸付等	資金の貸付 (注1) 利息の受取	8,450,000,000 334,631,291	短期貸付金 その他 流動資産	26,415,000,000 33,561,575
子会社	㈱エスアイエル	東京都豊島区	10,000,000	有価証券の保有管理	直接 100.0	資金の貸付等	資金の貸付 (注1) 利息の受取	1,710,000,000 11,302,183	長期貸付金 その他 流動資産	1,710,000,000 1,973,012

取引条件及び取引条件の決定方針等
(注1) 取引金額は当事業年度中における純増減額を記載しております。

Ⅷ 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3,584,152円24銭
1株当たり当期純利益	3,019,917円55銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

監査報告書

私は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 取締役、使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年6月29日

光通信株式会社

監査役

守屋 浩二


(署名捺印)

独立監査人の監査報告書

光通信株式会社
代表取締役 高橋 正人 様

令和4年6月10日

森田昌宏公認会計士事務所
東京都豊島区
公認会計士

森田 昌宏 

監査意見

私は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、光通信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上